

姫路市路上違反簡易広告物除却活動員制度要綱

(平成16年 5月27日)

改正(平成16年12月14日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき、法又は姫路市屋外広告物条例(平成8年姫路市条例第5号。以下「条例」という。)に違反している道路上の簡易広告物の除却(以下「路上違反簡易広告物の除却」という。)を適当と認める地域団体等に委任して行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「簡易広告物」とは、法第7条第4項の規定による除却の対象となっている広告物をいう。

2 この要綱において「地域団体」とは、本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に所在する学校、事業場等に通学し、若しくは勤務する18歳以上の者で組織する団体(法人を除く。)で、その構成員の数が5人以上のものをいう。

(活動団体の認定)

第3条 市長は、2月に1回以上路上違反簡易広告物の除却を適正に行うことができると認められる地域団体を姫路市路上違反簡易広告物除却活動団体(以下「活動団体」という。)として認定することができる。

(申請)

第4条 前条の規定による認定を受けようとする地域団体の代表者は、姫路市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

姫路市路上違反簡易広告物除却活動員名簿(様式第2号)

路上違反簡易広告物除却活動計画書(様式第3号)

その他市長が必要と認める書類

(認定書の交付等)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、活動団体として適当であると認めるときは、姫路市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定書 (様式第 4 号) を交付し、活動団体として適当でないと認めるときは、その旨及びその理由を通知するものとする。

2 活動団体として認定することができる期間は、2 年以内とする。ただし、市長が適当と認める場合は、これを更新することができる。

3 前項ただし書の規定による更新の手続きについては、前条及び前 2 項の規定を準用する。

(変更承認等)

第 6 条 活動団体は、前条第 1 項の認定書に記載された認定事項を変更しようとするときは、事前に姫路市路上違反簡易広告物除却活動団体等認定変更届 (様式第 5 号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定を準用する。

2 活動団体の代表者は、当該活動団体を解散するときは、姫路市路上違反簡易広告物除却活動団体等解散届 (様式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 7 条 市長は、活動団体としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(活動員)

第 8 条 活動団体として認定した団体の構成員は、市長の委任を受け、姫路市路上違反簡易広告物除却活動員 (以下「活動員」という。) として無償により路上違反簡易広告物の除却を行うものとする。

2 前項の委任 (以下次条、第 1 3 条及び第 1 4 条において単に「委任」という。) は、関係法令、この要綱等に関する講習会の受講後に、路上違反簡易広告物の除却を委任された者であることを証する活動員証明書 (様式第 7 号) 及び腕章 (様式第 8 号) を交付することにより行うものとし、その期間は、活動員が所属する活動団体の認定期間とする。

(委任事務等)

第 9 条 市長が、路上違反簡易広告物の除却について、活動員に対して委任をする事項は、活動団体が認定申請時に提出した路上違反簡易広告物除却活動計画書に記載した事項に限るものとする。

2 活動員が除却できる路上違反簡易広告物は、条例第 1 2 条の規定に違反して表示されている簡易広告物のうち、政党、政治団体、労働団体その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物以外のものとする。

3 活動員は、次に掲げる事項を遵守して路上違反簡易広告物の除却を行わなければならない。

路上違反簡易広告物除却活動計画書に記載した活動日時等と異なる活動を行う場合は、活動団体の代表者を通じて事前に姫路市路上違反簡易広告物除却活動連絡書（様式第 9 号）により市長に連絡すること。

2 人以上で行うこと。

活動員証明書を携帯し、腕章を着用すること。

交通安全に心掛けるなど事故のないようにすること。

その他関係法令及びこの要綱に違反しないこと。

(疑義が生じた広告物の取扱い)

第 1 0 条 活動員は、広告物が路上違反簡易広告物であるか否かについて疑義が生じた場合は、市長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(除却物件の引継ぎ)

第 1 1 条 活動団体は、除却した物件を速やかに市長が指定する場所へ搬入して当該職員に引き継がなければならない。ただし、速やかに除却物件を引き継ぐことができない場合は、活動団体が所有し、又は管理する場所にこれを一時保管することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により難しい場合は、活動団体と協議の上、除却物件の引継方法を定めるものとする。

(報告書)

第 1 2 条 活動団体の代表者は、路上違反簡易広告物の除却を行ったときは、速やか

に姫路市路上違反簡易広告物除却活動報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（委任の取消し）

第13条 市長は、活動員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その者に対する委任を取り消すことができる。

2 第7条の規定により認定を取り消された活動団体の構成員は、その認定の取消しにより活動員に係る委任が取り消されたものとする。この場合において、市長は、委任が取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

（活動員証明書等の返還）

第14条 活動員は、委任期間の満了、委任の取消し又は所属する活動団体の解散により、その身分を失ったときは、活動証明書及び腕章を速やかに市長に返還しなければならない。

（活動法人の認定等）

第15条 市長は、2月に1回以上路上違反簡易広告物の除却を適正に行うことができると認める法人（市に事務所等を有する法人に限る。）について姫路市路上違反簡易広告物除却活動法人（以下「活動法人」という。）として認定し、路上違反簡易広告物の除却を委任することができる。

2 前項の規定による委任（以下この条並びに次条の規定により準用される第9条及び第14条において単に「委任」という。）により活動法人が行う路上違反簡易広告物の除却は、無償とする。

3 委任は、関係法令、この要綱等に関する講習会の受講後に活動法人証明書（様式第11号）及び腕章を交付することにより行うものとする。

4 市長は、活動法人としてふさわしくない行為があったと認めるときは、活動法人としての認定及び委任を取り消すことができる。

5 活動法人に対して委任をすることができる期間は、活動法人としての認定期間とする。

（準用）

第16条 第4条から第6条まで、第9条から第12条まで及び第14条の規定は、

活動法人について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条	前条の規定による認定を受けようとする地域団体	第 1 5 条第 1 項の規定による認定を受けようとする法人
	書類	書類（第 1 号に掲げるものを除く。）
第 5 条、第 6 条	活動団体	活動法人
第 9 条	活動員	活動法人
第 9 条第 1 項	活動団体	活動法人
第 9 条第 3 項	活動団体の代表者を通じて 事前に	事前に
	活動員証明書を携帯し、腕章を着用する	活動法人証明書を携帯し、除却作業を行う者に腕章を着用させる
第 1 0 条	活動員	活動法人
第 1 1 条	活動団体	活動法人
第 1 2 条	活動団体の代表者	活動法人
第 1 4 条	活動員は、	活動法人は、
	又は所属する活動団体の解散	又は解散
	活動員証明書	活動法人証明書

（委任）

第 1 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 1 号）の施行の日から施行する。